

【自由記載欄】

・広い法廷で、換気をしたり、仕切りを設置したりし、テレビ会議を設置した上で、可能な限り労働審判を再開して欲しい。また、横浜地裁では賃金仮払い仮処分すら、5月末に入れられてしまったので、裁判所は自身の役割を過小評価せず、権利救済をしてほしい。

・今後、電話・テレビ会議やweb会議等の方法での審理が進んでいくと思うが、中労委が取り残されている。大阪から中労委で期日を持つのは組合も弁護士も大変。コロナの問題を契機にして中労委も西日本事務所の活用や、事件によっては電話・テレビ・web会議などの活用を検討して欲しい／5月下旬に指定されている偽装請負の事件(大阪地裁)については不要不急の事案ではないので期日は取り消されるべきではない、審理の方法を工夫して維持されるべきとの意見書を出したところ、この事件だけは現時点では期日が取り消されていない。今後どうなるかはわからないが・・・

・裁判を受ける権利の重大な制約である。IT化などの取り組みも加速させ、これを機に民事裁判の改革を。

・とにかく早く労働審判も労働委員会も再開してほしい。そうでないと、違法な解雇や不当労働行為が野放しになってしまう。

・宮城県労働委員会で、和解期日を3月、4月にそれぞれ1回ずつ開催しています。こちらから電話会議やテレビ会議システムの利用を持ちかけても応じてもらえませんでした。間隔を広く取ったり、換気をしたりはしてくれていますが、やや不安がありました。労働審判については、これまでのやり方での再開はなかなか厳しいのではと考えています。WEB会議を利用することは必須だと考えます。

・労働審判に関しては迅速性な解決が制度趣旨にあるので、4月6日以前に期日指定された事件がいつまでも解決せず、事実の聴取が終わっている事件ですら解決が先延ばしにされている状況は非常に好ましくないと思う。通常訴訟についても書面による準備手続を利用するなど、柔軟に対応してほしい。

- ・審判委員会が和解案が出た後の第2回期日が取り消され、そのまま期日が止まってしまった。紛争の長期化が著しく、労働審判を申し立てた意味がない。
- ・他の一般事件の期日が入る前に先に期日を入れてもらいたい
- ・3月の審判期日では、関係者間の距離を離すことにより実施できたので、同様の工夫で再会できるのではないかと。また、3月申し立ての審判期日が未だに打診すらないのは問題ではないかと。
- ・(少なくとも13都道府県を除けば) 真剣に感染防止策をとれば、すぐに再開可能であり、そうすべきものと思います。
- ・期日を何らかの形で開くべきだが、それができない場合でも文書送付嘱託など可能な手続きは行い、審理の早期化のための工夫をすべきである。
- ・従来の労働審判の方法が感染リスク高いのは明らかなので、速やかに電話会議方式への転換を進めて欲しい
- ・労働審判は事件を迅速に解決することを目的とする手続きの筈です。期日を入れないことで事件が滞留し、これから申し立てられる事件も含めて、益々遅延が生じることになります。法廷やテレビ会議を利用し、出席当事者にはマスク、消毒、体調不良者の出席禁止等の措置を併用することで、裁判所での感染も防止できるのではないかと思います。権利救済の砦としての役割を果たしていただきたいと思います。
- ・和解がまとまった案件でも期日が取り消されたので、裁判外の和解に切り替えた。事案や状況によって柔軟に扱ってほしい。
- ・解雇事件など事件の性質によって早期に手続を進める必要がある事件もある。裁判所は一律の取扱いをするのではなく、事件の内容、状況によって個別の対応を検討すべき。書面のやり取りは弁論準備や進行協議などで電話会議でも可能であるから、できる手続を進めていくべき。
- ・判決期日まで延期する必要があるとは思えない。事案ごとに延期の必要性の有無をきちんと検討すべきである。

- ・調査や弁論準備は、傍聴がないのだから、進めて問題はないと思う。継続中の事件なら電話会議でも支障はないと思う。むしろ期日を一律的に取り消すことが問題である。
- ・裁判所の期日については、労働審判の第1回期日や訴訟の証拠調べ期日以外は、基本的にテレビ会議で代替できると思います。労働委員会の期日については、テレビ会議を使用することには反対ですが、調査期日の出席者や時間を制限する代わりに、個別の事情聴取を充実させる等、感染防止にも配慮しながら、期日を行うことを検討して欲しいと希望します。
- ・3月2日に申立てた未払賃金請求の労働審判(大阪地裁)。そもそも初回期日が入ったのが5月13日で、大阪に緊急事態宣言が出されたことを受けて取り消された。生活の糧を求める事案であること、初回期日については申立から40日以内に開くことが原則とされていること、非公開であって不特定多数の者が集まる訳ではないこと等を理由に再考を求めたが、聞き入れられなかった。事案の内容や手続きの特殊性を無視した硬直的かつ画一的な扱いは問題である。
- ・労働者にとって、労働事件の早期解決は、とても重要である。労働者の現在の生活ばかりか今後の生活もかかっているといえる。そのことを十分に理解していただき、感染防止予防対策をし、期日を再開していただきたい。
- ・準備書面の交換やWEB会議、あるいは電話での進行協議など、訴訟遅延にならないようにやれることはやるべき。個々の事件の代理人としても、事案の状況を見て申しれをするべき。
- ・労働事件は、労働者の生活に直結する事案が多く、他の種類の事件と比較して迅速性が求められる程度が高いと考えられる。賃金仮払い仮処分の事案において、4月頭に申し立てたにもかかわらず、期日を5月下旬に指定され、当該事件の労働者は途方に暮れている。他の種類の事件と同じように一律に取り消して代替手段も考えないようでは、労働者の泣き寝入りを強いることになりかねない。労働審判などは直接口頭による審理に労働者

側のメリットを感じる人が多いが、コロナ対策のため一時的にテレビ会議等を用いることには反対しない。当事者の意見を聴きながら、柔軟に対応してもらいたい。

・テレビ会議を活用すればほとんどの期日は実施できると思うので、早く期日を再開していただきたいと思います。尋問以外は裁判所の庁舎を使わず代理人の事務所ないし自宅からのウェブ会議での出席とさせてほしい。どうしても裁判所に行かなければならぬのであれば、エレベーターが密着・密閉空間になるので、乗車人数の制限をしていただきたいと思います。マスクを着用していない人はエレベーターへの乗車を禁止してほしい。入口で手に消毒液の噴射を義務付け。

・期日を開催する必要性・緊急性、感染リスクの程度などが個別事案によって異なる。一律に期日を延期する対応は疑問である。集団的な事件ではない判決期日まで延期されたが、そこまでの必要性が理解できない。他方で、労働審判では当事者・関係者の出頭が重要であることから、一律にテレビ会議でなければ開催しないとなっても好ましくない。

・緊急事態宣言の延長の有無に拘わらず、6月以降の再会を求める。

・賃金仮払い仮処分が増加が予想されるところ、保全の必要性を厳密に求める近時の運用は早急に改めてほしい

・適切に感染防止策をとれば期日開催はできると思います。

・そもそも、法務局や他の役所が稼働していることからすると、裁判所や労働委員会が期日を取り消す必要があるのか、疑問です。今は、一刻も早く、新たな期日を指定するよう、望みます。

・労働審判・労働委員会事件において、司法手続が進行しないのを良いことに、使用者による不法な組合攻撃が過熱している例がある。法の支配の崩壊というべき事態であり、見過ごされてはならない。

・書面による準備手続をもっと活用すべき(準備書面のやりとりの段階)、判決は延期すべきでない

- ・オンラインなども併用しつつ、柔軟な発想をもって、速やかに期日を開催することを優先してください。
- ・期日が再開してもすぐに期日が入らないことが予想されるので、本訴の期日であれば、裁判所の主導の下、主張書面のやりとりを原告・被告に行わせるなどして、次回期日まで何にも動きがないということは避けて欲しい。
- ・労働事件は社会経済への影響が大きい分野なので防疫と両立できるやり方を工夫の上、ぜひ再開してください。また、裁判所は通常の民事事件(労働事件も含む)の処理について優先度を低くしているようですが、それぞれの当事者からすれば必死の思いで訴訟をしているので、出勤する職員(裁判官・書記官など)の方も大変かもしれませんが、何とか事件処理ができるような態勢を整えてもらいたいと思います。
- ・送達すらしていない事案もある。緊急性が高いので、裁判所に対し、優先して送達(送付)すること、被告(相手方)に実質的な答弁書を提出させる旨の訴訟指揮をした上で期日を入れることを求める上申書を送っている。
- ・なるべくオンラインは避けて、時間や出席者距離を調整して手続は通常通り対面式で進めて欲しい。
- ・裁判期日は、双方電話ないしビデオ会議で事実上進めることは可能だと思うので、そのようにしていただくのが適切と考える。労働審判は少なくとも第1回審判期日は対面でやるべきと考える。その場合には、可能な予防策としては、マスクの提供、窓を開いた状態での期日進行、アクリル板の設置などが考えられると思う。
- ・裁判所は救済機関であり、救済機関が機能しなければ被害者が犠牲を強いられる。労働事件における被害者はほとんどが労働者であり、結果として労働者だけに犠牲が生じている。
- ・ほとんど全ての期日を取り消されたことで、裁判は不要不急だと扱われているようだ。依頼者だけでなく、私が弁護士だと知っている行きつけのコンビニの店長(別に裁判しているわ

けではない)からも裁判が開かれなくなるとは思わなかったと言っていた。司法に対する市民の信頼が下がってしまうのではないか。

- ・個別に柔軟な対応をすべきである。感染拡大の危険性が著しく低いものは、期日を行なうべきである。

- ・労働審判は関係者対面で進めることに意義があるが、新型コロナの感染リスクのある現在に限定して、テレビ会議システム等による期日開催を導入すべき。

- ・とにかく柔軟な対応をして欲しい。

- ・進行協議や書面準備手続を活用するなどして事件の進行が遅滞しないよう配慮を求めます。

- ・期日の取消はすばやかだったが、その後の再開に向けて裁判所等の動きが見えない。裁判を受ける権利が軽視されていると感じる国民が多いのではないか。

- ・裁判所が最高裁の事務連絡に従って、一律に当事者の意向を確認することもなく、期日を取り消したことは、非常に問題があると思います。もちろん、利用者を守る観点から感染拡大防止に配慮することは必要ですが、当事者の権利の実現に直接影響することであり、また「裁判は不要不急」というメッセージを市民に送ることにもなりかねず、個別裁判体の判断を超えて、2か月にわたって司法の権能が実質的に止まってしまったということの弊害はとても大きかったと思います(私が受任中の労働事件に関しては、具体的な損害は発生していませんが、先がみえないことに当事者が不安を感じたりしています)。一方で、弁護士と当事者・証人などとのうちあわせができなくなったり(当事者にはIT弱者も多い)、調査が進められなくなったりしていることも事実で、再開後、拙速に手続きを進められても困ります。また、この機に、テレビ会議での進行が望ましくないような事件についても、原則たる法廷での進行が行われにくくなることも危惧しています。※改行ができず読みにくくなってしまいすみません。

- ・労働審判委員等に対面で訴えたい場面は少なからずあるので、完全な電話会議ではなく出頭を認めてもらいたいです。現行法のもとでは、労働審判で電話会議を用いる場合は証

証拠調べができませんが(間違ってたらすみません)、それにもかかわらず電話会議を用いてしまっているのかはよくわかりません。期日再開に当たって、事件によっては支援者の参加を呼びかけるべきものもありますので、一方的に人数制限をしていただかないようお願いいたします。

- ・労働者側は手続が長引くことを兵糧攻めのように感じてしまい、権利救済の水準を低下させてしまう。本来得られるべき解決より劣る解決でも早期の解決のためにその提案を呑み込まざるを得ない状態に陥ってしまう。

- ・地位確認・賃金支払に関する申立については、審理がストップすること自体が救済の途を閉ざすことになるので、当事者救済への配慮が必要。また、労働審判の続行期日については機械的に期日を取り消す運用には疑問がある。和解条項を確認するだけの期日まで取り消す必要はなく、電話会議など工夫を凝らすべきである。

- ・一方的に「取り消します」ではなく、当事者の意向を聞いた上で、判断すべきである。

- ・原則オンラインでの再会を希望します。

- ・賃金仮払いを受けながら地位確認を求めている事件を担当しているが、仮払いを受けていてもぎりぎりの生活を送っており、1カ月でも期日が伸びることによって見通しが立てにくく経済的に苦しい状況に追い込まれている。テレビ会議や電話会議システム等の方法もあること、出頭が必要であったとしても参加者の数を制限する等により感染防止対策は取りうるものであり、期日を延期することには反対である。

- ・証拠保全を申し立てたが、裁判所に緊急事態宣言解除後に対応すると言われ、この間に証拠隠滅がされていないか不安。

- ・整理解雇や内定取消など、緊急性の高い事件が起きているが、裁判手続が事実上とれないことで解決が難しくなっている。

- ・TEAMS の速やかな活用、従前やっていた窓全開で距離とっての審理ならすぐにできるのでは。

- ・解雇事件の労働審判について、第2回期日を取り消され再開の目途が立たないことから結局代理人間の交渉で解決せざるを得なかった。個別の対応は難しかったのかもしれないが、もう少し事案に応じた柔軟な対応をしてほしかった。
- ・一定期間の期日取消しはやむを得なかったが、機械的にほぼ全期日を取り消したことは早急に是正すべき。夏期休廷期間の短縮なども打ち出すべき
- ・訴訟の初回期日等をもっと柔軟に進行をすべき